高齢者住宅設備改善給付事業　手続きの流れ

中央区介護保険課事業者支援給付係

1	事前申請(相談)	0日	利用者からの相談を受けたケアマネジャー（おとしより相談センター）が区に**『高齢者住宅設備改善アドバイザー派遣申請書』**を提出

↓ 訪問可能日を区に確認し、第2希望まで記載して申請

2	内容確認・日程調整	3日	区は申請内容を確認（※1）し、アドバイザーと訪問日程を調整 **『高齢者住宅設備改善アドバイザー訪問依頼書』**をアドバイザーに、**『高齢者住宅設備改善アドバイザー派遣決定通知書』**を利用者（原本）及びケアマネジャー（写し）に送付

↓ ※1　介護認定の有無、工事履歴等

3	基本情報調査書の提出	7日	ケアマネジャー（おとしより相談センター）は**『高齢者住宅設備改善アドバイザー派遣事業基本情報調査書』**に資料（※2）を添付し区に提出、区はアドバイザーに転送

↓ ※2　①ケアプラン②バーセルインデックス（別紙1）③基本チェックリスト（別紙2）

4	訪問調査	10日	アドバイザー、ケアマネジャー（おとしより相談センター）、工事業者（※3）が利用者宅を訪問し、アドバイザーは**『高齢者住宅設備改善アドバイスシート』**により助言、提案を行う。（※4）。

↓ ※3　工事内容をその場で確認するため

※4　訪問時又は翌日交付（区にも同じものを提出）

5	工事申請	13日	利用者は**『住宅設備改善給付申請書』**に必要書類を添えて（※5）区に提出

↓ ※5 ① 工事計画書（所定様式）

② 工事見積書（材料費と工費を分け、単価と数量を明記したもの）

③ 部材等のカタログコピー（撮影日のわかるもの）

④ 工事前の写真

⑤ 工事後の完成予定の状態がわかるもの(簡単な図面等)

⑥ 住宅所有者の承諾書(所有者が本人、配偶者または同居の子以の場合)

6	工事開始	27日	区は審査後、**『高齢者住宅設備改善給付決定通知書給付決定通知書』**（※6）と**『高齢者住宅設備改善給付券』**を利用者あて、**『高齢者住宅設備改善発注書』**を施工業者あて交付（※7）

↓ ※6　写しをケアマネジャー（おとしより相談センター）にも送付

※7　3者あて『アドバイザー派遣事業利用後アンケート』を同封

7	工事完了・完了確認	30日	工事完了後、施工業者が**『高齢者住宅設備改善完了届』**（※8）に必要書類を添えて区に提出

↓ ※8 ① 給付券（受領者の署名のあるもの）

② 工事後の写真（工事前の写真と同アングルで撮影、撮影日がわかるもの）

③ 申請者支払い分の領収証

④ 請求書（所定様式）

8	給付	45日	工事業者へ支払い